

○高浜市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項を定めることにより、性的少数者の自由な意思を尊重するとともに、多様な性的指向及び性自認に関する市民の理解を促進し、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性とは異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である2人の、互いを人生のパートナーとして生活を共にすることを約束した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が、一方又は双方の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）を含め、家族であると約した関係をいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの関係にある2人は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長に対し、パートナーシップの宣誓をすることができる。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有していること。宣誓日後3か月以内に市内に転入する予定のある者（以下「転入予定者」という。）も、同様とする。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が他の一方以外の者と宣誓又はそれに類するものをしていないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。た

だし、共に宣誓しようとする者同士が養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった場合を除く。

- 2 パートナーシップの関係にある2人は、子がその一方又は双方と生計を同じくしている場合において、パートナーシップの宣誓に加えてファミリーシップの宣誓をすることができる。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）は、当該宣誓に係るパートナーシップの関係にある者が、市の職員の面前において自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）を市長に提出する方法による。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該者の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

- 2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。

- (2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

- (3) 転入予定者にあつては、宣誓日後3か月以内に市内への転入を予定している事実が確認できる書類

- (4) ファミリーシップの関係にあることを宣誓する場合は、ファミリーシップ対象となる子との関係を確認することができる書類

- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

- 3 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 4 宣誓の日時及び場所は、宣誓をしようとする者と調整した上で、市長が事前に指定するものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード

- (2) パスポート
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（証明書等の交付）

第6条 市長は、受領した宣誓書、添付書類等を確認し、適当であると認める場合は、宣誓書を提出した者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第3。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

- 2 宣誓書を提出した者に転入予定者を含む場合は、当該転入予定者の市内への転入後に証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）を交付するものとする。この場合において、当該転入予定者は、市内への転入の事実を確認できる住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出しなければならない。

（証明書等の再交付）

第7条 証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該証明書等の紛失、破損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4）により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。

（宣誓書記載事項変更の申出）

第8条 宣誓者は、住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届（様式第5）を市長に提出するものとする。

（証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6）に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓日において、第3条各号に規定する要件を満たしてい

なかったことが判明したとき。

(4) 宣誓日後において、第3条第2号から第4号までに規定する要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により証明書等が返還された場合は、市長は、宣誓者の求めに応じ、証明書等の返還を証する書類を発行するものとする。

(協定による手続の特例)

第10条 第4条の規定にかかわらず、市長は、市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体（以下「締結自治体」という。）から市内に転入した者が、締結自治体からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、転入後も当該締結自治体受領証等に係るパートナーシップ・ファミリーシップを継続しようとするときは、証明書等を交付することができる。

2 前項の規定により証明書等の交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、宣誓書及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 締結自治体受領証等

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

3 市長は、前項の規定による書類の提出があった場合は、宣誓書の写しに締結自治体受領証等を添えて、当該転入宣誓者に係る締結自治体に通知するものとする。

4 市から締結自治体に転出した宣誓者（以下「転出宣誓者」という。）が協定に基づき手続を行い、転入先である締結自治体から前項の規定に類する通知があった場合は、当該転出宣誓者から前条の規定による証明書等の返還がされたものとみなす。

(庶務)

第11条 宣誓に関する庶務は、企画部総合政策グループにおいて処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。